

事 務 連 絡
令和 4年 4月 28日

上里町立小・中学校長 様

上里町教育委員会教育指導課長

夏季軽装化（クールビズ）の実施並びに
クールビズ期間中の服装規律について（通知）

このことについて、省エネ対策と地球温暖化対策の一環として「さわやか（クールビズ）月間」を下記により推進しますので、職員一人一人がこの趣旨を十分理解し、所期の目的が達成できるよう積極的な取り組みをされるよう通知します。また、所属職員に対する周知についてもあわせてお願いします。

記

- 1 実施期間 令和4年5月1日から令和4年10月31日まで
- 2 期間中の服装

上里町職員服務規程第4条（執務態度）を鑑みて、「職員は、執務中言語容儀を正しくし、体面を失するようなことは慎み、応接は親切丁寧に、かつ、迅速にしなければならない。」とされているところですが、クールビズ期間にあつては、その趣旨から容姿について特別に以下の軽装を許可するものです。

「ノーネクタイ、半袖のYシャツやブラウス、ポロシャツ等（Tシャツは避け襟付きのポロシャツは推奨）」の軽装（シャツ等の裾は特に制限しませんが、サイズが合わず不必要に長いものは、不快感をあたえることがありますので、中にしまうなど配慮すること。）

（注）ふさわしくない服装の例

通年をとおし、Tシャツなど襟のないもの、袖のないもの、半ズボン（男子）、フードのついたパーカー等、ジーンズ（カラージーンズも同様とする）、サンダル（かかとが可動式のものを含む）などは禁止、服装の色（華美なものを避け、地味なものに心がけること）にも注意してください。

※長期間に渡ることから、気候の状況に応じて長袖やセーターの着用等については柔軟に対応してください。

※特別にこの服装によらない事情がある場合は、教育委員会へご相談ください。

※児童生徒・保護者及び住民目線に立ち、執務上ふさわしい服装かどうか、各学校で充分検討してください。**(仕事着とプライベートは区別し、児童生徒・保護者及び住民に不快感を与えない服装を心がけてください。髪型や度を超した茶髪など身だしなみにも十分留意すること。)**

3 関連事項

(1) 施設の電気・コピーなどの節電により省エネを推進してください。

(2) ノー残業デーなどにより時間外勤務の縮減を推進し、残業時には必要な部分だけの点灯を徹底し節電、省エネルギーに努めてください。エアコン、電灯、ポット等の消し忘れに注意してください。

4 児童生徒・保護者及び住民への啓発等

クールビズ期間実施の趣旨や内容について、理解を得られるよう啓発に努めてください。

5 他機関との関係について

クールビズは、全国的な取り組みではありますが、基本的には、学校における勤務を想定したものでありますので、会議、研修等、他の関係者が集うような場においては、適宜判断してください。

6 その他

熱中症予防のため、自席における水筒などによる水分補給は可とします。